

次世代ヘルスケア産業協議会 健康投資ワーキンググループ（第24回）議事要旨

日時：令和2年7月16日（木） 14:00～16:00

場所：経済産業省17階西3国際会議室（オンライン併用）

出席委員：

森座長、今村委員、岡田委員、橋本様（栗原委員代理）、小松原委員、鎮日委員、辻委員、津下委員、藤野委員、古井委員、山本委員、浅野専門委員、新井専門委員、永田専門委員、林専門委員

議題

1. 各施策の進捗状況について
2. 今年度の健康経営顕彰制度について

議事要旨

<1. 各施策の進捗状況について>

新型コロナウイルス感染症の影響について

- 健康経営を推進している企業において、社員の自発的な健康管理の意識が高まっていることは素晴らしいが、今後急速に兼業・副業が進んでいくと考えられる中で、感染症の問題も含めて健康経営をどのように進めていくかが課題。
- コロナ禍で在宅勤務が進み、かつ健診施設等が従来のように機能していない状況で、どのように従業員の健康管理をするのか経営者が戦略的に考える必要がある。
- 健康経営は過渡期にあり、今回のコロナ危機によって企業の人材施策の在り方が見直されている中で、健康経営においてはこれまで以上に多くの部署との関わりを持つということが大きく変わる。BCM（事業継続管理）、人材部、経営企画部、人事部といった多様なステークホルダーと連携し、健康経営の構造化を推奨することが大切。従業員側の意識の変化を捉え、従業員視点で必要な健康経営や働き方について考える必要がある。
- コロナ禍の企業の取組について調査することは否定しないが、感染症流行を踏まえて各社が試行錯誤をしている中で、健康経営と結びつけた健康管理として評価すべき取組を現時点で整理するのはまだ早く、難しいと考える。

- メンタルヘルスケアにおいて、対面を前提としたラインケアの効果の減少、メンタルヘルス対象者の早期発見が困難になることや非対面のニーズの高まり等が今後コロナ禍での課題になると考える。
- コロナ禍がしばらく続く中で、各企業が行ったコロナ対応の取組事例を横展開していく取組が必要。
- 今後リモートワークが進み、会社自体がネットワーク型になっていく中で、非対面の状況が続き、従業員の個人事業主化が進むことが想定される。この流れに乗れない従業員への対応や個人事業主化した従業員に対する会社のマネジメント不足等が課題になると考える。コロナ禍における健康経営では、ネットワーク型に伴う従業員の分散化と会社として統合的に健康経営に取り組むことについて考える必要がある。
- コロナ禍によって ESG（環境・社会・ガバナンス）、SRI（社会的責任投資）、SDGs（持続可能な開発目標）への注目がさらに高まると考える。企業の活動は社会性を持つという認識が拡大してきており、健康経営はその一部といえる。健康経営やサステナブル（持続可能）な企業経営の取組が優秀な企業は、コロナ禍においても業績が比較的堅調、もしくは株価の推移が良い。
- 健康経営銘柄等を考えていく中で、最も重要なのは健康資源の価値であり、その中心は社員であると考え。コロナ禍で感染症対策と企業経営のバランスをどのように取るのかについては健康経営に取り組む企業にとっての中核的な課題であり、この課題について検討を進めている企業はコロナ禍においても適切な対応が出来ていると考える。健康投資管理会計ガイドラインの推進においても、コロナ禍で健康経営に取り組む先進的な企業の業績や株価に良い結果が現れたという解釈を進めていくことが非常に重要ではないか。コロナによってネガティブな影響があり、社会的にはダメージを受けているが、健康経営銘柄等を訴求していく機会であるという意識を持っている。
- コロナ禍では、年代や基礎疾患、経済状況に加えて職場の環境・働き方の影響が大きく、健康格差が顕在化したと感じる。社会資源が共存して国民ひとりひとりに寄り添っていくことがより一層重要になると考える。

- 日本では健康保険制度がインフラとして使えるという強みがあり、データヘルスやコラボヘルスは非常に重要であるものの、地域の中小規模の企業への対応が穴になっていると考える。地域の社会資源である自治体やかかりつけ医を活用し、地域職域連携を行うことが今後は重要になる。
- 健康への脅威が社会の経済活動を止めるということをコロナ禍で認識した。こうした社会変化によって、今後健康投資の役割を維持する部分や変えていく必要がある部分について、健康投資 WG において検討する必要がある。健康投資管理会計やデータヘルス、コラボヘルスなど、これまでの取組を高度化させるのも良いが、それだけでは漏れがあり、今現場が必要としているものと乖離しているのではないかという危惧がある。
- これまでの産業保健での職場と職員のみ健康を管理するという認識は、ワークアットホームで家が職場になると、家族からの影響も含めて企業として管理すべきという認識に変わり、健康管理ガバナンスの対象はこれまでより広がるのではないか。このことにルールや規制がどのように対応するのか、例えば保険者にとっての被扶養者の扱い等については、今以上に力を入れて対応を考える必要がある。被扶養者の管理は企業が主体となって良いのか、現状のルールで対応しきれるのか等についても検討が必要。感染症は常にリスクがあり、今後同様の課題が生じうるため、現場と我々の検討が乖離していないか確認しなければならない。
- これまで健康経営に取り組んできた企業は、コロナ禍においても対応出来ている実感がある。中小企業も同様であるが、状況に応じて何をすべきかを考えて行動が出来る健康経営の組織体制が構築されていることで、新しい脅威に対応出来ていると考える。一方で今後に向けては、これまでとの連続性が無い状況にどのように対応していくか、健康経営のあり方が問われる。
- 感染を恐れるあまり医療機関受診を手控えるケースがあり、持病等の治療中断者の増加が懸念される。受診中断に対するアラートや普段の健康管理を疎かにしないことが、健康経営度調査票の項目の設定によって浸透すると良い。

健康投資管理会計ガイドラインについて

- 健康投資管理会計ガイドラインは内容が難しいと感じたが、将来的に、健康投資管理会計をどの程度の企業まで広めていく予定であるか。
⇒事務局：今後ご議論いただきたい部分である。まずは先進的な企業を対象とし、その状況を見ながらどのような形で広められるか考えていきたい。

- 健康経営銘柄企業であったとしても、健康投資管理会計ガイドラインを読み解くことは難しいと考える。健保組合側には、国が出したガイドラインは拘束力が強いという認識があって、必ず使わなければならないと考えている企業も多いことから、読み解きや解説について早急に対応する必要がある。特に中小企業の中には、本ガイドラインの内容が難しく、健康経営に着手出来ないという意見もある。
⇒事務局：健康経営優良法人の認定において健康投資管理会計の実施は義務ではないため、誤解が生じないように、まず資料2の12ページを修正する。
- 企業が自社の動きを把握することについては重要な要素であると認識しているが、投資額や結果の開示については企業の考え方が尊重されることを期待する。
- これまで十分に目が届いていなかった保健事業全体の投資部分について枠組みが示されており、健康経営の質の向上に向けた効果はあると考える。ただし、内容が難しいため、重要な点を整理してより多くの企業が活用できるようにするべきである。健康経営の質の向上により、企業の健康課題に対応したサービスの提案、ヘルスケア産業の質の向上にも繋がることを期待する。

健康スコアリングについて

- 詳細設計のワーキングにおいては、事業主単位の健康スコアリングではまず基本的な情報を示していくことになった。50名未満の中小企業については対象になっていないことが課題だが、地域のブロック別や業態別等で50名以上のグループを作るとスコアリングを出すことができるということを周知していただきたい。
- コロナについては、まずは感染対策が非常に重要であるが、重症化予防の視点もまた重要であると考え。喫煙、肥満、高血圧、糖尿病等、健康スコアリングで取り上げている項目が重症化のリスク因子であることを、スコアリングの結果提供にあわせて情報提供すると良い。

データヘルス集中改革プランについて

- 40歳以上の事業主健診のデータは求めに応じて保険者に提供することになっているが、協会けんぽではほとんど出来ていない。このデータ提供を進めることも非常に重要であるが、個人からすると自分が受けている健診が事業主健診か特定健診かという意識はないので、マイナポータルを活用する際に個人が何の健診を受けているのかを分かりやすく説明する必要がある。

- 事業主健診に関する情報収集の取組について、一従業員にこの施策を浸透させていくことは難しいと考えるため、健康経営度調査の項目に入れて普及させていくことも検討する必要があるのではないか。
- 40歳以上の事業主健診の情報は十分に収集出来ておらず、協会けんぽであれば数%の健診情報しか集まっていない。この状況を踏まえると、40歳未満の健診情報に関しても法整備だけでは保険者に健診情報は集まらないため、何らかの対応が必要と考える。

健康経営の効果分析について

- 健康経営の効果分析について、従業員が同じ企業に所属している間の短期的な評価がされている。一方で、ヘルスケア産業の基本理念においては、就業中だけでなく第二の社会活動の質の向上も目標になっているため、第二の社会活動への効果分析についても検討する必要がある。

働く場「オフィス」の健康影響について

- 在宅勤務やレンタルオフィスのような新しく多様な働き方がなされる中で、腰痛や肩こり等の身体的問題が出てきており、在宅勤務における労働生産性の向上に向けた新たな課題が生じている。新しい時代に向けた新しい働き方の中で、経営者が労働者の健康と生産性の向上の両立を目指し、課題解決をする必要があると考える。

その他

- 高齢の労働者が増える中で、高齢者が労働災害を起こさないための作業管理や作業環境管理等が非常に重要であり、新たな健康経営の視点であると考えられる。
- 顕彰制度を継続して運営することで、健康経営の取組は広く浸透してきたと認識している。一方で、法律等で義務化されている取組を除いて、企業は自社の情報を分析、認識した上で独自の健康投資に取り組むべきと考えるため、顕彰制度によって企業の取組を強化していくのは難しいのではないか。
- 健康投資管理会計ガイドラインについては6月に策定されたばかりであること、オフィスについては自社の裁量で実施できない部分があり公平性を検討する必要があることから、どちらも今年度の健康経営度調査の評価項目への追加は難しいのではないか。

＜2. 今年度の健康経営顕彰制度について＞

- 今年度、特定健診・特定保健指導の実施率を考慮しない点について、考慮しないことは構わないが、実施しなくても良いという誤ったメッセージにならないよう工夫が必要である。
- 今年度の顕彰において、新型コロナウイルスの状況や健診・保健指導の困難な状況から、今年度は特定健診等を評価対象にしないことは妥当と考える。健診の機会が少ないと、偏った対象者のデータになり、比較しにくい地域の感染状況や健診機関の対応など、外部要因によって企業が評価されることは避けるべきである。ただし、アウトカムとして企業の健康状態を客観的に判断するために、問診を含む健診情報は不可欠であり、保健指導も、健康に対する意識向上、リスク因子の改善効果が一定程度認められていることから、困難な状況の中でできるだけの努力をされていることは定性的に見ていくと良い。
- 中小規模法人への更なる普及を目指す新たな冠を設定する試みは良い。地域と親和性のある中小規模法人による健康経営の顕彰制度の今後のあり方として、次の2つの観点から、都道府県が実施している認定をベースとして顕彰の評価を行うことを提案する。
 - ①健康経営の実践段階では、自治体の健康施策や地域（企業・医療機関等）のサービス活用が有用であること
 - ②健康経営の普及は、地域社会の活性化に寄与すること

お問合せ先

商務・サービスグループ ヘルスケア産業課

電話：03-3501-1790

FAX：03-3501-0315